

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	481	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	国民健康保険法第106条、第108条 地方自治法第245条の4	国民健康保険の保険者の指導の移譲	国民健康保険制度の運営に関し、厚生労働大臣と都道府県知事で重複する権限を一元化するため、都道府県知事への移譲を求める。 ・保険者及び国保連に対する事業等に関する検査等 ・国保組合及び国保連に対する監督上必要な命令 ・保険者である市町村に対する地方自治法上の技術的助言等	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。公的医療保険制度では国民健康保険制度の財政責任を都道府県が担うこととされたところであることから、国と地方の役割について改めて整理し、国保の保険者及び国保連に対する検査・命令等について国との重複を解消し、都道府県に一元化することで、効率的効果的な政策展開が図られることとなることから、都道府県に移譲することが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	482	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第73条等 社会保険診療報酬支払基金法第18条、第19条等 社会保険審査官及び社会保険審査会法	保険医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	医療保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う保険医療機関への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ○保険医療機関等に対する指導・監査業務、保険医療機関等の指定及び保険医等の登録の申請等、施設基準の届出等に関する業務 ○社会保険診療報酬支払基金支部における適正な審査と迅速適正な支払を確保するための事務 ・審査委員会からの診療担当者に対する出頭、報告等の要求の承認及び診療報酬の支払いの一時差し止めの承認 ○社会保険審査官及び社会保険審査会法に規定する健康保険法・船員保険法による審査請求に係る事務	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。今後の社会保障制度、特に医療介護制度において地方自治体や地域の役割が重視される方向のなかで、国と地方の役割について改めて整理し、保険医療機関への指導監督について都道府県に一元化するとともに、社会保障の重要な一翼を担う社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導監督権限及び社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務も厚生労働省ではなく都道府県に移譲することが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	483	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第3条、第4条	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。従来から、労働組合を介さない個別的紛争については、都道府県(労政所管課が中心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあっせん事業を行っていたが、平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されることが望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。また、都道府県は日常業務として労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との接点を有しており、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題を取り上げ各種施策に生かすことも可能となる。さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあっせんは、都道府県の労働委員会が担っていることから、これとの一体的な取組により、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	484	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条、第101条、第102条 労働安全衛生法第90条、第91条、第92条	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	485	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条、第101条、第102条 労働安全衛生法第90条、第91条、第92条	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
4【厚生労働省】 (16) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112) 個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。			【厚生労働省】労働相談・個別紛争解決制度関係機関の更なる連携について(平成27年2月6日付け厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_483">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_483</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	486	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	社会保険労務士法第30条	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。	社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行うなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。また、今後増加が想定される個別労働紛争等への対応で「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」もより幅広く行うべく、現在法改正も検討されている。これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めることと併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	487	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働者災害補償保険法第49条の5	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。	労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めることに併せて、事務権限移譲を求める。現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	488	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働基準法第99条 安全衛生法第90条	労働基準監督署の指揮監督の移譲	労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。	労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	489	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用対策法第7条、第9条、第10条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体に取り組むべきである。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	490	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の4、第103条、第109条、第111条、第115条	雇用対策に取り組む事業主に対する助成の移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求めていることから、これらは一体であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができると考え、都道府県に権限を移譲するべきである。現行において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	491	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	男女雇用機会均等法第29条第2項 育児・介護休業法第56条 次世代育成支援対策推進法第12条第6項 パートタイム労働法第16条第2項	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。	都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	492	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	男女雇用機会均等法第17条、第18条 育児・介護休業法第52条の4、第52条の5 パートタイム労働法第21条、第22条	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることから、都道府県に権限を移譲するべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	493	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第116条第1号附則第17条の3	両立支援に取り組む事業主への助成の移譲	両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理及び支給決定事務を都道府県に移譲する。	両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、地方の実情に応じた支援が求められている。育児介護休業法第30条を改正して「事業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対して様々な支援策を示すことができると考える。本県では、県が認証した事業者が融資における優遇措置や入札における加点評価を受けることができるが、両立支援の助成金事務を県に移管されれば、事業主にこれらとセットで周知することができ、二重行政を防ぐこととなる。なお、支給要件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県労働局となっていることから、支給に当たっての要件の確認のため、都道府県労働局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	494	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第3条第2項以外	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	現在、一部移譲されている「商工会議所法」に基づく許認可等について、第3条第2項の名称使用の許可を除く、すべてを権限移譲する	商工会議所法許認可関係事務について、現在、一部しか都道府県事務になっていない。特に、商工会議所法第46条第2項の定款変更の許可については、第25条の定款記載事項により所管行政庁が経済産業省であったり、都道府県であったりする。権限移譲により、このような二重行政の解消を図ることで、県民サービスの向上につながるものと考えられる。商工会議所側からすると、定款変更する事項により、国に申請したり県に申請したりしている。権限が移譲することにより、一括して都道府県に申請することになり、時間的にも費用的にも少なくとも済む点が、県民サービスの向上につながるものと考えている。ただし、第3条第2項の名称使用の許可については、都道府県区域を越えた広域的対応が必要なことから、都道府県への移譲にはなじまないと考えられる。また、類似の団体である商工会の設立、定款変更等の許認可は、「商工会法第60条」において、都道府県が処理する事務になっており、このことから都道府県等に権限移譲すべきものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	495	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	知的財産推進計画	産業財産権に関する相談事務(知的財産権に関する相談受付、説明会)の都道府県への権限移譲	特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等(相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを含む)	当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなら公平性を害することにはならず、むしろ、都道府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるのと同時に、事務の効率化も図られると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>4【経済産業省】  (2) 商工会議所法(昭28法143)  商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	496	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業競争力強化法第75条 産業技術力強化法第17、18条	産業財産権に関する確認事務(中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書受付)の都道府県への権限移譲	特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関(地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付	当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ごとに図るべきものであることから考えると、本県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等に応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと考ええる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	497	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	広域関東圏産業立地ガイドブック	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲	県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をヒアリング調査等を実施し、その結果の集約・分析等を行う	地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動性確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。また、広域的な実施体制を補完する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効率的で地方の実情に応じた処理がなせると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	498	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲	官公需適格組合の証明申請対応業務 管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。 この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるものである。 なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	499	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	商品取引所法第86条の3、第96条の21、第96条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条、犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲	商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告徴収、立入検査、②商品取引員への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引員への報告徴収、立入検査、指導、是正命令	事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効率的である。また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等による対応も可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	500	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 コンテンツ産業関連調査研究	魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
4【経済産業省】 (24) 地域経済産業調査に関する事務 経済産業省が行う地域経済産業調査については、希望する都道府県と事務の実施方法等について協議を行い、協議の整った都道府県が実施することとする。					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	501	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲	航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理	関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	502	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲	振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲 伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲	振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、商工会議所」、「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。 具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国と事業者が調整しており、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与していないため、県が計画策定に関われば紹介することができた伝統的工芸品が、支援計画の対象に入っていない事例や、②どの事業者が計画を検討しているか、国から支援体制を構築できた可能性がある事例がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	503	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	工業用水道事業法(以下「法」という)第3条～5条、第9条第3項、第10条、第13条、第17条第1項及び第2項、第21条に規定する工業用水道の届出・許可法第6条、法第7条、第8条、第9条第1項、第12条に規定する変更の届出・許可法第23条に規定する工業用水道事業に関する報告 工業用水道事業法施行令第1条に規定する水質測定項目免除の承認の申請 法第18条、第22条、第24条に規定する命令、処分、調査、検査	工業用水道事業法の施行に関する事務(給水開始前の届出、事業休止等)の都道府県への権限移譲	工業用水道事業法の施行に関する以下の事務の権限を移譲 工業用水道の届出・許可 給水能力の変更等の届出・許可 工業用水道事業に関する報告 水質測定項目免除の承認の申請 ほか	県内の工業用水道事業者である横浜市及び川崎市にとって、届出や報告等の提出先が県になれば、地域の実情に応じた相談対応が可能となることから、県が行うべきである。 現在のところ大きな支障事例はないが、次年度計画に関する国からのヒアリングなどを、国ではなく地域に近い県が行うことにより、距離の面を含めて、県内の工業水道事業者が相談しやすい環境になると考えられる。 県ではこれまで工業用水道事業法に係る事務は行っていない。なお、法第15条第1項及び第2項では、工業用水道施設の設置や変更のための土地の立ち入りについて、知事の許可を受けるように規定されている。 横浜市及び川崎市からは、手続の際、距離的なメリットが生じるとの意見を聞いている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	504	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	計量法第93条、第94条、第98条	適切な計量の実施の確保に関する事務・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査等の都道府県への権限移譲	計量法に基づく電気計器(電気メーター)の検定を免除された製造事業者(指定製造事業者として経済産業大臣が指定)の製品についての各種届出の受理、定期的な立入検査、命令	各都道府県が、製造事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることで、届出受理や命令も含めた移動時間の短縮、地域の実情に応じたきめ細かい検査の実施につながる。 現在は、国(経済産業大臣)が事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることを行っていることで、手続きが時間がかかり過ぎ、かつ、地域の実情に応じた対応ができていないという支障がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	505	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	エネルギー政策基本法第14条	エネルギーに関する広報に関する事務の都道府県への権限移譲	エネルギー教育の普及、省エネルギー・新エネルギーの普及促進のための事務を都道府県に移譲	国は「原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、国と地方とで意見が分かればがちになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じる恐れがあり」としているが、次の理由から、地方がエネルギー広報を行うことに支障はないと考える。 エネルギー政策基本法第6条で「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずる」と規定されており、「国と地方とで意見が分かれることを基本的に想定していないこと。 エネルギー政策基本法第14条で規定されている「エネルギーに関する知識の普及等」は、エネルギー全般を対象としていること。また、平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」としており、地域に密着した省エネルギー・再生可能エネルギーの広報が重要性を増していること。 もとより国がエネルギー広報を行うことを否定するものではないが、特に再生可能エネルギーの普及や省エネ活動の促進については、地方に委ねるべきである。エネルギーの使用の合理化等に関する法律第85条では、「地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮する」としているように、正に地域の住民や事業者の理解を得ることがエネルギー広報の目的と考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【経済産業省】 (3) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (i) 振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (ii) 伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。		【経済産業省】振興計画等各種事業計画の認定申請時及び伝統的工芸品産業支援補助金の申請時における地方公共団体との連携について(依頼)(平成27年1月19日付け商務情報政策局伝統的工芸品産業室長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_502">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_502</a>		



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	506	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲	新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理	国は「新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失うことになり、著しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けることから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うことが合理的かつ効率的である。前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する事務は、地方に移譲すべきである。また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い廃止されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	507	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第6条	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲	再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。地域の土地利用計画等との整合性 メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。再生可能エネルギーの普及状況の把握 設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効率的である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	508	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	対象外	九州成長戦略アクションプラン	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務に係る改善	当該事務に係る経済産業局としての事務の廃止	都道府県と重複している、経済産業局におけるセミナー・商談会の開催や英語版ツールの作成等の国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を廃止し、二重行政を解消することにより、国としては、オールジャパンとしての事務に特化し、都道府県としては地域に根ざした国際ビジネス交流・対日投資に関する事務を担うことで、国と地方が連携した効果的な政策展開が期待できる。	—
H26	509	10_運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)の国から都道府県への移譲	現在、国と地方が連携して実施している国際観光振興の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲することで、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	ビジット・ジャパン地方連携事業は、民間を主体とした組織等が実施しようとする事業のうち、広域的・効果的な訪日旅行を促進する事業であり、地方自治体等と負担を共有して実施するもの。民間を主体とした組織等と、産業振興等の施策で日ごろから密接に連携する都道府県が単独で連携主体となることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた(他の企業・団体との橋渡し等)連携が可能になると考える。現在、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を越えた広域で取り組む訪日プロモーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能のため、国の直接的な関与を求める必要はない。また、国の関与があることで、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されることが想定されるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【経済産業省】</p> <p>(20) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108)</p> <p>(i) 以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項)</li> <li>電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項)</li> <li>再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条)</li> <li>電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項)</li> </ul> <p>(ii) 再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	510	07_産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省、経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	511	07_産業振興	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トラックルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	512	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17・18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一斉の雇用対策が講じられなくなる、ILO条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でどう変わる」(別添参照)により、解決できるものとする。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	513	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。 また、船員の職業紹介の国から都道府県に移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	514	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	船員法第101条、第102条	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。そこで船舶所有者及び船員等他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	515	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条等	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事務とされ(同法第44条の5)、知事を経由することとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行うとする場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならないが、その分処理期間が長くなっている。同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】許可権限に付随して、同法に基く報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)・監督(法第28条等)の権限も移譲されとした場合、現在の大員許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のまま検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならないが、実態に合わないと考える。 【懸念の解消策】移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	516	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第5条等	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を経由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。 【移譲に当たっての懸念】免許権限に付随して、宅建業法に基く報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)・監督(法第65条等)の権限も移譲されとした場合、現在の国土交通大臣免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が漠然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考える。また、現国土交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他都道府県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のまま検査権等を移譲した場合は、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならないが、実態に合わないと考える。 【懸念の解消策】よって、移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	517	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法等地方整備局組織規則第12条	直轄事業に係る土地等の取用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務(地方自治体事業に係るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行うこと。	用地取得は事業実施の一段階であり、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体の実施することが適切である。仮にダム事業、海岸事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要と考える。	—
H26	518	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	保育所における給食の外部搬入の拡大	保育所の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合に限り、公立保育所のみ認められている。本県所管域では3歳以上児のみの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保育している中で、3歳以上児のみを外部搬入、3歳未満児を自園調理とするメリットはなく、全ての園で自園調理を行っている。3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(1) 児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(ii) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。</p> <p>・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。</p>	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	519	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	520	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第8条等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において「職員」の配置については、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされている。「児童家庭支援センターの設置運営等について」(厚生省児童家庭局長)では、当センターに配置する職員を「相談・支援を担当する職員」(2名)と心理療法等を担当する職員(1名)と示しており、児童福祉施設等に附置している場合、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであることとされている。これを本体施設の業務に支障のない範囲において兼務を認めることを求める。	国が示す「社会的養護の課題と将来像」では、施設で生活する子どもが9割、里親家庭で生活する子どもが1割である現状を、①ユニット化した本体施設、②グループホーム、③里親・ファミリーホームで生活する子どもの割合を3分の1ずつにするなどの目標を掲げており、これを実現するため都道府県計画の策定が義務付けられているところであるが、特に③里親・ファミリーホームについては、3割へ引き上げるには相当の行政によるバックアップが必要な状況にある。施設内附置の方法による同センター設置が現実的などころではあるものの、各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。一般的には、職員配置については、子どもの処遇に直接影響する内容ではあるので安易な緩和は適当ではないと考えるが、里親等への支援を期待される「児童家庭支援センター」の職員配置に関しては、業務に支障のない範囲での兼務であれば、子どもの処遇への大きな影響は考えにくく、むしろセンターを設置することによるメリットの方が大きいと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	521	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第65条第2項 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和	施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。	現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格要件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、一律で施設長の年齢や経験などを定めている。施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるよう、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができるため。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	522	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和	指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなるのが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かされない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	523	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。  ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。  ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。  (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。</p>					
<p>6【厚生労働省】  (5) 社会福祉法(昭26法45)  婦人保護施設の施設長の資格要件(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平14厚生労働省令49)9条1号)のうち年齢要件については、廃止する。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	524	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の12第3項児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入所施設の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	525	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の12第3項児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設等が常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めることが可能になると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	526	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たせない、面積基準を十分に満たせず量的なサービスの提供ができないといった、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが想定される。当該施設の専従要件や面積基準における「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提供に努めることが可能になると考える。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	527	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第17条第2項特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	528	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第42条第2項指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	529	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第54条第2項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第58条等	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	530	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第74条第3項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	531	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の4第3項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第5条等	指定介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	532	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条等	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	533	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条第3項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号口等	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和	居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	534	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第97条第2項、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条等	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	535	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第97条第1項、第4項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和	入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	536	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等	指定介護療養型医療施設が有する従業員の員数に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	人員配置について、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	537	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	538	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第44条等	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、一律に3人以上としている。また、居室及び病室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7、43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。本県においては、今後利用者数の増加が見込まれていることから、柔軟な対応を図れるようにすべき。そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	539	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	540	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	541	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、指定障害者支援施設での職員確保は容易では無いため、一律の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制が可能となり、施設設置の促進が期待される。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	542	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第1項等	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律で規定されているが、都市部と地方では設置コストに差が生じていることから、規制緩和により、地域の状況に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	543	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第12条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	544	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第11条等	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	545	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の15第3項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	546	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第24条の9第2項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	547	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	食品衛生法第29条	食品衛生検査施設の設備及び職員配置に関する基準の緩和	食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和を求める。	食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として一律に規定されており、地域における必要性の有無に関らず求められている。こうした部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待される。 なお、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、ガイドラインとする等の規制緩和を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	548	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第4項	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	地域医療の実情に応じた補正項目を設定することができ、都道府県の独自性を高める。	既存病床数及び申請病床数について、地域医療の実情に応じた補正を行うことで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 食品衛生検査施設の設備に関する基準(施行規則36条1項2号)については、従うべき基準として備える必要がある機械及び器具の例示をしているものであって、これらの機械等の機能と同等以上の機能を有するものを地域の実情に応じて備えることができることについて、地方公共団体に周知する。					
6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	549	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第5項	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	当該基準を廃止する	介護老人保健施設の入所定員に係る補正については、現在経過措置により適用していない。経過措置が終了したときには当該基準により既存病床数が圧迫されるため、当該基準を廃止することで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	550	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第18条	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	病院の実情に応じた配置を行うことができるように緩和を図る	専属薬剤師の配置について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	551	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第21条第1項	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	552	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第21条第2項	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	553	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第39条第2項 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和	地域の实情に応じ設定することができるように緩和を図る	保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待される。社会環境等の変化や地域の实情に応じて基準の見直しが必要となった場合に、国の基準を参酌基準とすることで、適切かつ柔軟な対応を可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	554	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第65条第2項 老人福祉法20条の6 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(軽費老人ホームに係る部分)の緩和	人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要なまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	555	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条第3項 介護保険法施行規則第126条の4の2	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	556	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の2第3項 介護保険法施行規則第140条の17の2	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護予防サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	557	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第86条第1項	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。 今後の指定介護老人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	558	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和を求めていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	559	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求めらる。	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置基準の検討に支障がある。今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	560	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求めらる。	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	561	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第79条第2項	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求めらる。	【支障事例】 現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	562	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第47条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求めらる。	【支障事例】 現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基準を満たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	563	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項 職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和	職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。	【制度改正の必要性】 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準については、職業能力開発促進法施行規則(以下、「省令」という。)第36条の15及び省令第48条の3と省令第46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に関与することが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない高卒や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を残していたとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者等が普通職業訓練を担当することができるものの、その範囲は限定的となっている。 こうした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるものの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後は法の基準を参酌基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	564	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第12号	支払督促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議会の議決事項の例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。一方、民事訴訟法第395条では、債権者の申立てに基づき裁判所が支払を督促する支払督促に対し、債務者から異議の申立てが行われた場合、支払督促の申立て時に遡って訴訟の提起があったものとみなされ、「支払督促」から「訴訟」へ移行する。これに伴い、裁判所の指定期限(訴訟移行後1ヶ月半程度)までに、議会の議決又は地方自治法に基づく知事専決の経路を経た上で訴訟手数料を納付することが必要となる。ところが、議会開会中は法179条による専決処分を行うことができず、あらかじめ法180条に基づく指定を受けていない団体では、議決日以前に指定期限が経過し、訴訟が却下される事案の発生が懸念される。支払督促は、請求が金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われることから、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。なお本県において、支払督促への異議申立てによる訴訟が議会の委任による専決処分事項となっていない理由(地方自治法第180条に基づく指定を受けていない理由)は次の通りです。 ① 議会の委任による専決処分事項の指定の提案権は議員に専属し、地方自治体の長には提案権がないこと ② 異議申立てによる訴訟提起の事案が少なかったこと	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	565	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	地方公共団体と民間企業との間の交流派遣及び交流採用の可能化	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法の改正や、また、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しである、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	566	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30の4第2項 医療法施行規則第30条の30	基準病床数の算定に関する基準の緩和	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じた特定の課題を解決するためにも、全国一律の計算式に加え、都道府県の裁量により基準病床数に上乘せし設定することができる要件を定め、都道府県の独自性を高める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	567	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法施行令第3条、②歯科医師法施行令第3条、③保健師助産師看護師法施行令第1条の3第1項、④臨床検査技師等に関する法律施行令第1条及び附則第2条2項、⑤診療放射線技師法施行令第1条の2、⑥理学療法士及び作業療法士法施行令第1条、⑦視能訓練士法施行令第1条、⑧栄養士法施行令第1条2項 等	厚生労働大臣発行医療系免許申請書類等の經由事務の廃止(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師、管理栄養士)	標記の医療職種免許は、厚生労働大臣免許である。すでに実施済の他の医療職種免許と同様に、国において直接実施することとし、經由事務の廃止を求める。	免許の申請において、住所地の保健所及び県を經由して厚生労働省へ進達することは、国までの日数を要するため、事務的に非効率的である。その上、国の免許登録日以降でない申請者が行えない業務があるため(診療報酬求められている)、交付事務を含めて往復の日数がかかるのは適切さを欠くと言わざるを得ない。免許の早期発行は、申請者等から強く求められているところである。例えば、歯科衛生士等の免許は、国の指定した指定登録機関(H3.7.1～)が、直接免許事務を行っており、郵送等での申請も認められている。申請者の利便性の観点からも直接、厚生労働省(あるいは指定登録機関)が扱うこととして、經由事務の廃止を求める。(臨床工学技師免許:国直接実施。)(歯科技工士免許:H27.4.1～国の指定した指定登録機関実施。H26.6医療介護法 法案成立)なお、經由事務としながらも、国からは審査業務まで求められているのが現状である。このため、県等が申請業務等における過失責任を求められ、訴訟に発展する可能性が存在する。国の免許であるから、国の責任において免許申請等の対応を行っていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【厚生労働省】  (3)医療法(昭23法205)  (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。</p>					
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	568	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	①医療法第30条の12 ②医療法第30条の4 ③地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条、第6条及び第7条	①病床機能報告制度の運用、②地域医療ビジョンの策定、③新たな財政支援制度の創設	①②ガイドラインの策定はこれからであるが、国による細かな制度設計等は必要最低限に止めるべきである。 ③方針や要綱の策定はこれからであるが、国への計画提出などの手続や使途の制約などは必要最低限に止めるべきである。	病床機能報告制度の運用や地域医療ビジョンの策定、新たな財政支援制度により、都道府県が主体的に医療提供体制の改革を進めるにあたっては、地域の実情に応じて柔軟に取り組めるようにすることが不可欠である。 そのため、報告制度の運用やビジョンの策定については、国による細かな制度設計等は必要最低限に止めるべきである。 また、財政支援制度については、国への計画提出などの手続や使途の制約などは必要最低限に止めるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	569	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者との登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せてしまっているため、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。 例えば、特定接種の疑義照会は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	570	11_その他	都道府県	神奈川県	法務省	対象外	会計法第48条	会計法に基づく国庫の支出負担行為者の変更	会計法では、国庫の支出負担行為、支出負担行為の確認等に関する事務を、都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる、とされているため、県で実施しない国庫事業の契約手続き等の事務を県が行っているため制度の見直しを求める。	横浜市等の政令指定都市等が独自に実施している国庫事業であるにもかかわらず、県が契約書の作成を求められており、非効率的且つ事務的な負担も大きい。	—
H26	571	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の撤廃	公衆衛生に精通した適切な医師が確保できない場合には、平成16年に、一定の条件を満たす、医師以外の者を保健所長とすることを可能とされているが、この条件の撤廃を求める。	公衆衛生医師の確保は厳しさを増しており、保健所長たる医師が十分確保できない状況にある。 保健所への医師の配置は必要であるが、スタッフとしての医師が医学的判断を行えば、保健所長業務に必要な見識と管理監督能力を有する医師以外の者が保健所長の業務を担うことが出来る。平成16年に保健所長の資格要件が条件付で一部緩和されたが、具体的な適用が極めて困難な状況にあり、実効性がないことから、この条件の撤廃を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	572	10_運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 二-1-(5)	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。 観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。 地域のやる気をそぐ高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。 観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【国土交通省】  (18)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平20法39)  観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(平20農林水産省・国土交通省告示3)に基づき、観光地域づくりプラットフォームの構成員とされている観光地域づくりマネージャーについては、民間からは1名を確保すればよいことを、地方公共団体に通知する。</p>			<p>【国土交通省】観光地域づくりマネージャーの要件について(平成27年2月26日付け観光庁観光地域振興部観光地域振興課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_572">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_572</a></p>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	573	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法第23条	水利使用許可に関する基準	河川法第23条(流水の占用の許可)における、水道事業者等からの水利使用許可申請に対する河川管理者の審査の判断は、「需要量」が基準となっているが、今後は、大規模災害等の発生に備えた水源量も含めて予め許可していただけるように、申請者の立場として、規制の緩和を提案するもの。	これまで神奈川県は、戦後高度経済成長期に急増する水需要に対し、県の重要施策として、相模川と酒匂川の水源地を開発を行ってまいりました。 現在、水需要が安定して推移している現状において、神奈川県の水源地は、県民が安心して生活し、企業も安定した事業活動を営むための必要量を確保できている状況です。 近年、水資源をとりまく社会情勢においては、今後起こり得る大規模災害や水質事故に備え、必要最低限の水の確保、いわゆる「ゼロ水」とならないための方策が求められており、水道事業者等は、大規模災害等に備えるべく、これまで開発してきた水源量を最大限確保する事を目指しています。 しかし、現行の河川法に基づく水利使用許可に係る水量の判断は、「需要量」が基準となっており、今後人口減が予測されるなか、水源量を最大限確保する事について、河川管理者から許可を受けることが難しくなることが懸念されています。 また、水道事業者等は、これまで、相模川及び酒匂川における水質事故や大震災等に備え、『災害時に備えた水量』の検討を実施してきましたが、東日本大震災を契機に、更なる検討が必要となりました。 そこで、水利使用許可の審査にあたり、神奈川県が水源開発をしてきた範囲の中で、大規模災害等の発生に備えた水源量を予め許可していただけるように、水利使用申請者の立場として、規制の緩和を提案します。 これにより、我々水利使用申請者は、大規模災害発生時等においても、必要最低限の水の確保が可能となり、幅を持った社会システム構築の一翼を担えると考えられます。	—
H26	574	05_教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情の応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	【支障事例】 学級編制の標準を定める義務標準法において、教育委員会がその定められた数を下回る数を学級編制の基準とすることを可能としているが、上回る数を定める余地がないため、この基準を超える場合は学級の分割が必要となる。このため、国が1学級あたりの児童・生徒数を一律に引き下げていくと、教職員数が大幅に増加していくこととなる。 【制度改正の必要性】 本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、不登校、授業離脱、学力の低下・二極化等、様々な教育課題が顕在化しており、こうした課題解決のためには、教育委員会が主体的に取り組む必要があり、学級編制の集団単位について、柔軟に上下させる工夫の余地があれば、教育委員会自らの判断により、課題に応じた分野や地域・学校に人材を重点配置するなど、地域性に応じた教職員の活用が期待できる。 このため、学校設置者が学校の実情に応じて弾力的な学級編制を行うため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	576	10_運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省(観光庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むこと可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行者の参入が少ない。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツアー等)では、旅行業登録がないことから、旅行者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討会提言」(平成25年4月))等がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時に比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	577	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	対象外	高齢者の医療の確保に関する法律第55条	後期高齢者医療制度における財政調整の仕組みづくり	後期高齢者医療制度における住所地特例制度の対象とならない次の①・②の場合について、施設所在地の市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること ①75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合 ②75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合間で移動した場合及び広域連合内の市町村をまたぐ移動をした場合	【現行制度】 高齢者の医療の確保に関する法律第55条により、後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに設置される広域連合が運営主体となっており、施設への入所等のため広域連合をまたぐ住所の移動があった場合には、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度があるが、広域連合内の市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがない。 【制度改正の必要性】 老人福祉施設等が所在する市町村では、他市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。 加えて、75歳未満の者が他市町村の老人福祉施設等へ入所した場合、国民健康保険の住所地特例制度により前住所の市町村が保険者となるが、後期高齢者医療制度においては住所地特例制度が引き継がれないため、当該高齢者が75歳に達した際に、施設所在地の市町村の財政負担が生じることとなり、市町村間の財政負担の均衡を図る必要がある。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (6) 旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務(7条1項)及び旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。</p>			<p>【国土交通省】旅行業法施行規則の一部を改正する省令(平成30年3月30日国土交通省令第22号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26.576">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26.576</a></p>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	578	04_雇用・労働	都道府県	長野県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及び第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和	算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。	【現行制度】 職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令で定める基準に適合する職業訓練を県が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を振興するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとって重要。この補助要件として、1訓練科当たりの訓練生が5人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合でも概ね3年(特に必要な場合は5年)を目途に訓練生を確保できる見込があれば、この期間は補助対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が3人以上いる場合も補助対象とすることができる。 【制度改正の必要性】 中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成26年度に1訓練科が補助対象から外れることとなった。今後同様に多くの訓練科が補助対象外となる可能性があるが、訓練生が少ない訓練科では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外とされた場合、訓練科が休止又は廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJTと組み合わせることで実施されることから訓練科が休廃止されると訓練生が職場から通うことができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。 しかし、こうした訓練によりモノづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成ひいては地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練科を継続させていくことが訓練生本人及び地域にとって望ましいと考えられる。 よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練科を安定して運営できるよう、訓練生5人以上という補助要件の撤廃が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	579	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の(1)	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	【現行制度】 農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 自宅から遠隔地にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。 現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、賃貸借契約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得等することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとすべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	580	07_産業振興	都道府県	長野県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業信用保険法第2条第5項	中小企業者に対するセーフティネット保証(4号)に係る地域指定の都道府県知事への移譲	中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。 ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域 ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域	【現行制度】 突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。 【制度改正の必要性】 平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害により影響を受けている中小企業者にとつてより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなり、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないと考ええる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	581	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲	現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。	【現行制度】 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。 【制度改正の必要性】 許可申請を麻薬小売業免許の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。 また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。 麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業の免許は知事権限となっており、事務処理も含め、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せており、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (16)職業能力開発校設備整備費等補助金 認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、平成27年中に結論を得る。			【厚生労働省】平成27年度職業能力開発校設備整備費等補助金(認定職業訓練助成事業費)における補助対象経費の算定基準について(平成27年4月10日付け厚生労働省職業能力開発局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_578">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_578</a>	
6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (iii)農地等の権利移動の許可要件のうち「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」(全部効率利用要件)(3条2項1号)については、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことなど全部効率利用要件の解釈を明確化し、地方公共団体に通知する。			【農林水産省】農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について(平成27年3月18日付け農林水産事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_579">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_579</a>	
-	-	-	-	-	-
4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	582	04_雇用・労働	都道府県	山形県	厚生労働省	A 権限移譲	○厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ○厚生労働省組織規則 第792条、第793条 ○雇用保険法 第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ○職業能力開発促進法第26条の7	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。 (1)職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 (2)雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 (3)国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	【制度改正の必要性】安定的な雇用の確保は、本県経済の持続的発展にとって、最も重要な課題の一つであり、現在、職業紹介などを所管する政府と、職業訓練や人材育成を所管する県が連携して取り組んでいるところである。しかしながら、これら雇用対策に関する政府と県の機能を一元化し、ワンストップサービスを提供する方が、事業の効果は飛躍的に向上すると考えられる。実際、本県では平成25年度から、労働局とともに、一部機能を一体的に実施する「トータル・ジョブサポート」を立ち上げ、大きな成果を上げていることから、早期の完全一体的な雇用施策の実施をすべきである。また、本県の雇用情勢は、平成26年5月の有効求人倍率が1.26倍と回復基調にあるが、業種により求人・求職の偏りが生じている。さらに正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。これらの課題に対して、雇用対策を一体的に実施することが重要であり、地域の実情に精通し、産業施策を始めとする多様な関連施策をきめ細かく、かつ柔軟に対応できる県において、一体的に実施する方が、より効率的であると考えるところである。このことから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」とされていることから、本県を含む地方の「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに移譲を行うべきである。 【閣議決定(H25.12)後の事情変更】【現行制度の支障事例】【懸念の解消策】 別添のとおり	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	584	07_産業振興	都道府県	北海道	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第107条第2号 計量法施行令第28条第1号	都道府県が行うJA等に対する計量証明事業の登録に係る規制緩和	計量法では、大気、水又は土壌中の物質の濃度について、分析値を提供する場合、計量証明事業とされ、当該事業の実施に当たっては、環境計量士を配置し、事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。JA等が行う土壌診断については、当該計量証明事業に該当しないものとなるよう、関係政令に規定を設けていただきたい。	【制度改正の経緯】平成24年2月、全国計量行政会議において、農協等が行う土壌分析は、計量法に基づく計量証明事業に該当するとの見解が示され、農協等が計量証明事業の登録(環境計量士の配置義務)を行わなければ、農業者に分析値の提供ができなくなった。 【支障事例】農業者は、土壌の分析値により自作地の状況を的確に把握し、作物ごとに自らが判断して施肥量を決定することで、環境への配慮とコスト削減に努めている。このため、25年10月に、北海道と農業団体が開催した、土壌分析施設関係者を対象とした説明会では、複数の農協から、「農協が行う土壌分析については、計量証明事業の適用除外とすべき」との意見が出されており、JA北海道中央会の会議の場においても同様の意見が出ている。さらに、北海道では、グリーン農業(環境保全型農業)を推進しているが、分析値の提供が困難となれば、安全・安心な食料の安定供給という、食料供給地域“北海道”が果たしてきた役割に大きな支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】JA等が行う土壌分析は、農業者が適正施肥を行うための営農指導の一環であり、また、分析値の使用も農業者が自己責任において、自作地の施肥量を決定するという限定的なものである。さらに、簡易な測定に基づく、簡便な分析値であっても利用可能であり、分析結果の評価についても、一定程度の幅が設けられているのが実態である。このため、計量法が求める厳格な分析値を担保する必要がないものとする。 【懸念の解消策】計量法施行令第28条第1号「大気、水又は土壌中の物質の濃度」に、ただし書きとして、JA等が行う土壌分析を適用除外とするよう規定すること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	585	03_医療・福祉	都道府県	京都府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所長にする場合の要件を、所内に医師が配置されている場合に廃止する。	【具体的な支障】各都道府県においては、保健所長をはじめとした行政医師の確保に努めているところであるが、慢性的な不足が課題となっている。保健所長の資格要件については、医師以外の者についても①公衆衛生の専門知識に関し医師と同等以上の知識を有する者、②5年以上の実務従事経験、③養成訓練課程の受講を要件に認められているところであるが、上記の厳しい要件や、3ヶ月の養成課程の義務づけ、2年以内(1回に限り更新可)という期間上限が設けられていることなどから、実際には導入が難しい状況である。本府においても導入は難しく、保健所長の定年延長で対応するなど苦慮している。保健所内に医師がいる場合、保健所長が医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員であれば、緊急時の判断等を含め遂行可能であるため、さらなる規制緩和を提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	586	03_医療・福祉	都道府県	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条	地方社会福祉審議会必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。	【支障事例】社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。地方社会福祉審議会は法定必置となっているが、大括りの「社会福祉に関する事項」を幅広い見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。 【制度改正の効果】実質的審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながるのと同時に、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【厚生労働省】</p> <p>(1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)</p> <p>公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。</p> <p>(i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>(ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p>(iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。</p> <p>(iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	588	03_医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表4の注1 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1 問48	訪問リハビリテーションサービスの利便向上及び供給拡大	介護報酬に係る訪問リハビリテーションの実施は、別の医療機関からの情報提供に基づいて実施する場合、情報提供を受けた医療機関の医師の診察があらためて必要となるが、都道府県の定めた一定の基準を満たす医師からの情報提供である場合は、必ずしも診察を必要とせず、提供された情報をもとに、リハビリテーションの指示を行うことができるものとする。	【支障事例】 訪問リハビリテーションを実施する場合に、別の医療機関の主治医の診察のほか、訪問リハビリテーション事業所内の医師によるリハビリテーションの指示のため、あらためて診察が必要となっているが、重複した診察を行うことになり、患者及び医療従事者の負担となっている。 【制度改正の効果】 本府の訪問リハビリテーション利用件数は増加しており、今後も高齢化に伴い需要の増加が見込まれるが、質の担保として、都道府県が行う研修の参加等一定の基準を満たすことを条件に、当該主治医からの情報提供のみで訪問リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーションの指示を行えるようにすることができれば、患者の身体的・経済的負担を軽減できる上、医師の負担が軽減され、他の診療等に注力できる・患者の待ち時間が減る等、限られた医療資源の中で、効率的な供給体制を構築することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	589	03_医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。都道府県の許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	591	03_医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法第29条	医療用麻薬の廃棄にあつた行政職員の立会要件の廃止	麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員の立会の下に行わなければならないこととされている要件をなくし、事後届出のみでよいこととする	未使用麻薬は、予め届け出を行い、都道府県職員の立会の下で廃棄しなければならないとされているが、在宅医療の進展により、患者に投与される麻薬の数量や品目が急増する中、麻薬の廃棄処理に時間がかかり、医療機関や薬局(麻薬小売業)に勤務する薬剤師への時間的、身体的な負担が大きく、本府薬剤師会からも、立会い要件の撤廃を求める声が強い。医療用麻薬の流通を真に予防すべきであれば、紛失・盗難等のリスクにも一定対応すべきだが、これらの日常的な管理は薬局や医療機関の自主的な管理にゆだねられており、一定の秩序が保たれていることから、廃棄のみ行政機関の立ち会いを求めるのは、整合性に欠けると言える。また、医療用麻薬と同様に幻覚・依存作用のあるシンナーは毒物劇物取締法の適用を受け、廃棄に立ち会いが必要ないのに医療用麻薬のみ必要なも整合性に欠けると言える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	592	07_産業振興	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第84条 商工会議所法施行令第7条	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る設立、解散等国に残っている全ての権限を都道府県に移譲する	商工会議所については、多くの権限が都道府県に移譲されているが、地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関わりをもち、都道府県の実施する産業振興策と関連が深いことから、現在国に残されている設立・解散等の認可についても地方において権限を有すべきであり、未だ国において権限を有する設立・解散等の認可についても移譲を求める。なお、第4次一括法の成立に向けた整理の中で、本件について経済産業省からは「商工会議所は…国境を越えた事業への支援活動を行っており、…国際的な信用を維持するために国が…指導・監督について一定の権限を保持」する必要があるとの回答がなされているが、その事業実態から商工会議所の業務は地域の中小企業支援などの産業振興施策と密接な関連を持ち、都道府県の施策との関連が深いことから、移譲を求めるもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	593	07_産業振興	都道府県	京都府、大阪府、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する	計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会は、事前届出により担保できると考えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【厚生労働省】 (6) 麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。					
4【経済産業省】 (2) 商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【経済産業省】 (10) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。			【経済産業省】企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の同意に係る手続の取り扱い及び留意事項について(平成27年2月10日付け経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_593">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_593</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	594	07_産業振興	都道府県	京都府、兵庫県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第4条、第6条、第7条、第13～18条  小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する	地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県が行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないなど障害となっている。 中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。 本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先端的なモデルと言うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業資源に詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	595	09_土木・建築	都道府県	京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4	市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	市町村営ほ場整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可を要することとなっている。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	596	02_農業・農地	都道府県	京都府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。	【制度改正の内容】 農地の権利移動の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き貸借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。) 【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。 【農業経営基盤強化促進法との関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	597	10_運輸・交通	都道府県	京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通省大臣の認定を廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国とも十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、廃止を求める。 平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来よりも早い段階で施設認定手続きを開始するというものであり、上述のように前段階で了承されているものについて、申請することは二度手間であることには変わりはなく、事務的な負担がある。 また、義務付け・枠付けの第4次見直しにより、標準処理期間は事前調整2月、申請後1月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	598	01_土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第6条第1項	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【経済産業省】 (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。	-	-	【経済産業省】中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画の認定に係る都道府県との情報共有等について(平成27年2月27日付け中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長事務連絡) <a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_594">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_594</a>	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課	
	-	-	-	-	-
6【農林水産省】 (5) 農地法(昭27法229) (iv) 農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に周知する。					
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	599	01_土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、大阪府、徳島県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5～7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。 【廃止を求める理由】 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しても、市街化調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	600	05_教育・文化	都道府県	京都府、兵庫県	文部科学省	A 権限移譲	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	【支障事例】 京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府(教育委員会))とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。 【制度改正の必要性】 就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完結することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援金に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。 また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、受託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	601	01_土地利用(農地除く)	中核市	函館市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第九条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。(参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。 【事例】 交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国同意を要する道決定となった。 【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかという懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	602	09_土木・建築	一般市	宮津市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条第14号	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならないとある。このような手続きに関しては、時間がかかり必要となり、また、建築の許可もおりるとは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支障事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。					
5【文部科学省】 (3)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)55条1項)を活用することにより、学校設置者である市町村に移譲できることについて、事務処理要領において明確化し、地方公共団体に通知する。			【文部科学省】高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成27年3月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_600">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_600</a>	
5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (i)一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更の際に合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。			【国土交通省】一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体について(技術的助言)(平成27年12月22日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_601">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_601</a>	
6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。			【国土交通省】学校給食共同調理場に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(技術的助言)(平成27年12月4日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_602">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_602</a>	